

令和元年第5回府中町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 開 会 年 月 日 令和元年12月13日(金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和元年12月17日(火)

4. 出席議員(16名)

議長	中村武弘君	副議長	力山彰君
1番	岩竹博明君	2番	木田圭司君
3番	橋井肇君	4番	梶川三樹夫君
5番	繁政秀子君	6番	山口晃司君
7番	二見伸吾君	8番	上原貢君
9番	益田芳子君	10番	児玉利典君
11番	林 拓君	12番	西 友幸君
13番	中村 勤君	14番	西山 優君

5. 欠席議員(0名)

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 議員提出第5号議案 学校教育環境の体制整備改善を求める意見書

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐藤信治君
副	町	長 末平 顕雄君
教	育	長 高杉良知君
総	務	企 画 部 長 戸田秀生君
財	務	部 長 増田康洋君

福 祉 保 健 部 長	山 西 仁 子 君
町 民 生 活 部 長	金 光 一 隆 君
建 設 部 長	井 上 貴 文 君
消 防 長	脇 本 哲 也 君
教 育 部 長	榎 並 隆 浩 君
総務企画部次長兼総務課長	森 本 雅 生 君
福 祉 保 健 部 次 長	新 見 公 平 君
高 齢 介 護 課 長	中 本 孝 弘 君
保 険 年 金 課 長	平 岡 直 美 君
健 康 推 進 課 長	山 本 進 一 君

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(中村武弘君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和元年第5回府中町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、4番梶川議員、5番繁政議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第2、一般質問を議題に供します。

昨日に続いて厚生関係の質問を行います。

厚生関係、第1項、保険者努力支援制度への取り組みについて、14番西山議員の質問を行います。

14番西山議員。

○14番（西山 優君） 皆さん、おはようございます。保険者努力支援制度への取り組みについてという質問をさせていただきたいと思います。

府中町第4次総合計画の中にある福祉保健部門に、みんなで支え合い、未来につながるまちづくりという基本目標があります。

今回、政府は2020年度予算案に、国民健康保険の枠組みで、病気や介護状態に至る前の予防に積極的に取り組む自治体を支援する保険者努力支援制度の交付金の増額を検討しているそうです。この交付金を配分するため、メタボ健診やジェネリック医薬品の実施状況を点数化し、次年度の配分額に反映させる仕組みと聞いております。

府中町ではこの保険者努力支援制度の交付金への取り組みは、どのような現状になっておるか伺います。

○議長（中村武弘君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） おはようございます。福祉保健部長です。14番西山議員からの一般質問、保険者努力支援制度への取り組みについて御答弁させていただきます。

保険者努力支援制度は、国民健康保険の財政基盤を強化するために、保険者としての医療費適正化への取り組みや、国民健康保険が抱える課題への対応等を行った自治体の努力に対して、適正かつ客観的な指標に基づき交付金が交付される制度です。

主な指標としましては、特定健診・特定保健指導の実施率、糖尿病等の重症化予防、後発医薬品の使用促進に関する取り組み、保険税収納率向上に関する取り組み、医療費の分析等に関する取り組み等があります。

当町での具体的な取り組みといたしましては、1、特定健診の受診率向上のため、平成30年度は受診勧奨として40歳から74歳の対象被保険者7,001人に対して個別通知を年2回、9月と1月に送付いたしました。

なお、受診率は、平成28年度34.4%、平成29年度37.1%、平成30年度35.4%となっております。

2、後発医薬品の使用促進のため、後発医薬品に切りかえた場合の薬代の自己負担の軽減額に関するお知らせとして差額通知書を、平成30年度は毎月対象世帯、月平均255件に通知しております。

3、被保険者が生き生きと健康な生活が送られるように平成29年3月に策定しましたデータヘルス計画に基づき、被保険者のレセプトや特定健診の結果データ等から医療費の分析を行います。そして、糖尿病性腎症重症化予防事業等を開始しております。

4、保険税の収納率の向上につきましては、新たな滞納者をつくらないことを基本に、納税案内センターからの電話納税勧奨等の収納率向上対策を行います。なお、収納率現年度分は、平成30年度96.4%となっております。

以上が主な取り組みです。今後も、医療費の適正化及び被保険者が生き生きと健康な生活が送られるよう、国民健康保険の財政基盤を強化するために努力してまいります。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 2回目の質問ございますか。

14番西山議員。

○14番（西山 優君） 御答弁ありがとうございました。わかりやすい内容で、よく伝わることができました。

その御答弁の中で3番になります。データヘルス計画について、次、質問をさせていただきます。

府中町では、平成28年から32年度中に府中町第4次総合計画があり、その実現のための福祉保健部門の計画の一つとして、府中町国民健康保険保健事業実施計画を策定しています。これはデータヘルス計画と呼ばれ、診療報酬明細書や健康診断データの電子化の進展により、従来困難だった多くのデータに基づく健康課題の分析が可能となっております。

個々の被保険者の健康状態を把握することができるようになり、保健事業を効果的、効率的に実施し、健康づくりや疾病予防、重症化予防を行うための計画と聞いています。この計画の具体的な中の取り組みは現在どのようになっているかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） ただいまの第2の質問であります、データヘルス計画の取り組み状況は現在どのようになっているかという御質問だったと思います。

データヘルス計画は、議員御指摘のとおりレセプトや健康診断データの電子化の進展により、従来困難だった多くのデータに基づく健康課題の分析が可能となり、個々の被保険者の健康状態を把握することができるようになり、保健事業を効果的、効率的に実施し、被保険者の健康づくりや疾病予防、重症化予防を行うための計画で、当町では平成29年3月に策定いたしました。

データヘルス計画では、基本分析による現状把握及び分析、考察した結果、効果的、効率的な取り組みとして既存の保健事業を継続するとともに、糖尿病発症予防及び重症化予防に焦点を当てて取り組むことといたしました。

糖尿病発症予防及び重症化予防に焦点を当てることとした主な理由は、外来医療費の中で糖尿病が一番高く、糖尿病に罹患し、重症化すると、脳血管疾患、心疾患など発症リスクを高め、その療養費が高額かつ長期間必要となり、日常生活も制限される可能性が高くなるからです。

主な取り組み内容といたしましては、不適切な生活習慣及び内臓脂肪型肥満の早期改善、生活習慣病の早期発見、早期治療を目的とした特定健康診査の検査項目の追加、特定健康診査の結果及びレセプトデータを利用し、糖尿病性腎症重症化予防のための個別指導を平成29年度から実施しております。

実績といたしましては、平成29年度、個別指導対象人員は112人、個別指導人員は10人、平成30年度の個別指導対象人員は64人、個別指導人員は6人となっております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 3回目の質問ございますか。

14番西山議員。

○14番（西山 優君） 御回答ありがとうございます。今後、病気予防というのは重要なものになっていくと思います。データヘルス計画、今後もまた引き続きよろしく願いいたします。要望として終わります。

○議長（中村武弘君） 以上で、第1項、保険者努力支援制度への取り組みについて、14番西山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第2項、高齢者の健康と介護予防活動にポイントを、8番上原

議員、介護予防事業の促進について、13番中村勤議員の質問を行います。

8番上原議員。

○8番（上原 貢君） おはようございます。きょうは高齢者の健康と介護予防活動にポイントをとというタイトルでお話をさせていただきたいと思います。

広島市では、高齢者の健康づくりと介護予防の活動に対してポイントを付与する事業を行っており、これ皆さん多分御存じだと思います。大抵聞いてますよね、皆さん。手帳をもらってるよとか、ほとんどの議員さん、僕も5～6回聞いてますからね、本当に。いう事業が行っており、これ大変好評でございます。皆さん御存じのとおりです。いわゆる高齢者いきいき活動ポイント事業とありますが、医療・福祉団体による健康づくりやイベント、それから健康診査、がん検診、介護予防活動や地域のボランティア活動なんかにも適用されましてね、こういうのに参加すれば、手帳にポイントとして赤い印鑑をくれますね、四角いあれを。これを皆さん見せられたでしょう。見せるんですよ、議員さんにね。押ししてもらいます。

ということで、年間70ポイント集めると7,000円、100ポイント以上集めると1万円が本人にもらえるわけですね。ということで、大変多くの高齢者が、高齢者だけではありませんが、高齢者ですね、参加しておられます。皆さん御存じのとおりです。参加されるのはいいんですけど、府中町はこれ対応してませんので言われますよね、議員さんは本当に。何で府中町はせんのだと、私も大変多くの方に言われております。

近隣の安芸区や東区でも、あちこちのイベントでイベントのたびにポイント手帳を皆さん持ってくるわけですよ。それで、こういう事業に参加して手帳に印鑑をもらうということを、そういう姿をたくさん見ます。私もその現場におったこともあります。

そういった場所に、これ広島市の住民だけじゃありません。府中町も、海田町も、近隣の安芸郡の住民の方も、大抵おられるんですよ。何人かおられます。そういう方が不満の声を僕の顔を見ると言われますよね。府中町ないんかと言われて、多分皆さんもここ相当言われますから、皆さん多分あちこちで聞いておられると思いますけど。

ということで府中町は広島市の中にありますので、人がどんどん出入りして入り組んで皆さん生活されているわけで、いろんなイベントとか健康活動の中には、一緒くたになってやりますよね。それはいいことです。本当にね。いいことですけど、そう

いうときに同じじゃないということは、非常に差別的に感じていろいろ不満の原因になったりするわけですが、府中町にも似たような制度がありまして、健康マイレージ制度という似たような制度があります。そして、御存じのとおりです。

これは個人の還元ではなく、御存じのとおり小・中学校などへの寄附がメインであって、地域の子どもたちの喜ぶ姿を見ることは大変うれしいことですが、自分の健康のために何かをやろうと、始めようという動機づけになってるかどうかと思うと、おつき合いに丸をつけようかと、カードね。実際、僕も丸つけましたけど、じゃあこれ丸つけることによって・・・毎日行くかと。そういうところにつながらないよね。子どもたちに寄附しようかという気持ちで丸をつけるわけで、自分の健康にこれが何か寄与しとるかという、ちょっとそれは自分のお金にならないんでねと思うんですよ。

私も言うてくる方に言うんですけど、マイレージがあるじゃないかと言うとね、もう80歳過ぎた高齢者の方が、それは年とったらみんな自分が一番やと、人にやるより自分に、私にくれやと、こういうことをもろに言われます。本当にね。だから、こういうこと大事なんだろうと思います。

ということで、広島市の場合、高齢者いきいき活動ポイント事業とありますが、これはお金をもらうということで、社会参加の意欲を促して生きがいにもつながっているように思います。だから、健診に行きますと2ポイントくれるんですよ。がん検診なんか行くとね。普通のグラウンドゴルフは1ポイントぐらいですよ。だから、健診率上がるんですね、随分ね。でも、普通、僕も余り行きたくはないんですけど、でもね、ポイントもらいに行ってくるよと言うと、家族に理由がつくんですね、これが。という形で多分受診率が上がるんだだろうと思います。感じます。そういうことね。

来年度は、東広島市などでも同様な制度が導入されるというふうに聞いております。そういうことを検討されるという話を聞きますので、府中町でもこういういい制度は導入して、どうかと。導入して皆さんに希望を与えてはどうかと私は思うわけですが、

その際にはこの事業の財源は要るわけでね、どういうふうな財源があるのか、補助金等を活用するということも含めて、今後のこういう活動についての方針について回答をいただきたいと思います。

それと、最後にちょっとこのいきいき活動ポイント事業の検証いうのを広島市やっ

てましてね、ホームページからちょっと拾いましたんで御披露いたします。

いきいき活動ポイント事業の効果の検証というのがあります。効果を検証してます。1年間ね。これは平成29年9月から平成30年8月の1年間のやったデータをアンケート形式で集めてやってまして、おもしろい。

病気の改善が27.3%あったようですよ。病気の改善がね、本人が改善があったと。

そして、医療費です。1人当たりの医療費。そのいきいき活動ポイントに参加しない人、1年間に10万7,800円、このいきいき活動ポイント事業に参加した人、5万7,500円。10万7,800円から5万7,500円、半減するんですね。どうやって出したんかわかりませんが、年間に半減してるわけです。

さらに介護事業です。介護保険の介護事業。参加してない人、16万6,243円。1人当たりよ、1年間。参加した人、5万3,327円。3分の1になってますね、ざっくり。

さらに介護費用でございしますが、100回以上参加した人は4万3,000円ぐらいで上がってるんだけど、50回以下、あんまり参加してない方、ちょっとしか参加してない人は5万9,000円なんです。だから、1万5,000円～1万6,000円ね、差がある。100回以上、たくさん参加すればするほど介護費用も下がるというデータがございします。

こういう山西部長も多分見られてると思いますけど、ということで効果がもう非常に顕著に出てるんでね、ぜひ府中町も検討されてはどうかということでございします。御回答よろしく願いいたします。

○議長（中村武弘君） 13番中村勤議員。

○13番（中村 勤君） 皆さん、おはようございます。

質問事項、介護予防事業の促進について。

質問趣旨、日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行し、特に団塊の世代が75歳以上となる2025年が社会問題とされています。

当町における高齢化率も平成30年の23.5%から増加傾向にあり、今後、介護給付費や後期高齢者医療費の増加を抑制するため、高齢者への介護予防（健康づくり）をいかに展開するかが課題と考えます。

それにはまず、1、自分自身が介護のお世話にならないよう介護予防に努めること、

また、2、高齢者になっても住みなれた自宅で自立した生活が送れるよう、みんなで支え合う地域づくりが大切と考えます。

防府市では、生活支援体制整備事業が展開され、介護予防と買い物支援を一体的にサービス提供されている事例もあります。

そこで、お尋ねします。

1、当町の介護予防事業として現在どのような取り組みをされ、また、どのように評価されていますか。課題はありますか。

2、国では来年度から介護予防の交付金を増額し、自治体間で競争させ、介護予防を加速させる動きがありますが、そうした中、何か新たな施策をお考えですか。また、その一つとして、閉じこもりがちな高齢者に対し、介護予防として買い物支援も有効策と考えますが、いかがですか。

以上です。

○議長（中村武弘君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 8番上原議員からの一般質問、高齢者の健康と介護予防活動にポイントをとという御質問と、13番中村勤議員からの介護予防事業の促進についてという御質問に一括して御答弁申し上げます。

平成12年4月に創設されました介護保険は、平成18年4月からは住みなれた地域での生活を支えるため、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住みなれた自宅または地域で生活を継続できるよう地域密着型サービスが創設され、さらに、地域密着型サービスを含めた介護給付事業に加え、平成29年度から地域支援事業が介護保険制度に新たに位置づけられております。

それでは、8番上原議員の高齢者の健康と介護予防活動にポイントをとという御質問についてですが、議員御指摘の広島市の高齢者いきいき活動ポイント事業は、介護保険制度における地域支援事業のメニューにあります総合事業を活用した事業として実施されており、高齢者の社会参加を促進させることを目的として、地域活動に参加した実績に応じ、奨励金という形で活動者自身に1万円を上限に還元されるポイント制度であります。

また、対象者も現在70歳以上から、来年度は65歳以上に拡大する予定であると伺っております。

一方、当町の健康マイレージ制度は、健康意識の向上と健康的な生活習慣の定着を促し、生き生きと健康な生活を送るためにみんなで支え合うまちづくりを目指すことを目的に、参加者の健康づくりの目標が達成されるたびにポイントがたまり、集まったポイントは、地域の未来を担う子どもたちへ還元することで、好循環の健康づくりを目指すものであります。

また、3歳以上の幅広い町民を対象とした事業であり、平成26年度から開始しましたが、参加者数は初年度3,736人でスタートし、翌年度から5,411人、6,981人、8,049人と平成29年度をピークに、翌平成30年度は7,881人と少し参加者数が減少しているところでございます。

さて、介護保険制度における地域支援事業のメニューにあります総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に区分されており、広島市のポイント事業は一般介護予防事業に該当するものです。

総合事業の財源としましては、介護保険料が50%、交付金として国25%、県12.5%なので、町の負担は12.5%となっており、当町では一般介護予防事業として、プールを活用した健康づくり教室、健康マージャン教室、筋力アップ教室、オレンジサロンの開催、生活管理指導を行う短期宿泊事業や住民向けの各種セミナーなどを実施しているところではございますが、ポイント制度の導入を現在はしておりません。

しかし、議員御指摘のとおり、地域活動に参加した実績に応じて自身に還元されるポイント事業は、高齢者の社会参加促進への動機づけ及び高齢者のひきこもり防止にもなり、高齢者みずからが介護予防に取り組む効果が見込まれます。そのため、広島市においても、ポイント対象の事業を健康づくりに限定することなく、ボランティア活動や地域活動など幅広く取り入れ、高齢者の社会参加の促進を図られております。

当町においては、健康マイレージ制度のもと、広く町民を対象に健康づくり事業を進めておりますが、地域支援事業の対象となります65歳以上の方については、広島市の制度のような活動者御自身にポイント還元できる事業の導入を前向きに検討しており、事業内容としても、町内会・老人クラブの行事、100歳体操への参加、介護施設等でのボランティア、町が実施しております介護予防各種事業への参加、認知症団体や介護事業所のイベントへの参加等も含め、幅広く検討中でございます。

あわせて、健康マイレージ制度についても、参加者の健康の動機づけとなり、より

有効な事業となるよう、目標設定の方法等を研究し、町民全体で健康なまちづくりを目指して、引き続き事業を実施してまいりたいと考えております。

続いて、13番中村勤議員からの介護予防事業の促進についてという御質問について御答弁申し上げます。

最初の質問、当町の介護予防事業として現在どのような取り組みをされ、また、どのように評価されていますか、課題はありますかについてですが、府中町の高齢化率は、平成31年3月末時点で24%となりました。65歳以上の人口の占める割合を示す高齢化率は当町に限らず、全国的に増加しており、2025年以降もその傾向は変わりません。

そうした中、高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことを支援する地域支援事業が創設され、要支援・要介護となることの予防または要介護状態の軽減もしくは悪化防止のため、介護予防事業が位置づけられました。予防・重度化を防ぎ、そのことにより介護給付費等の抑制につなげるという側面もあると思われまます。

なお、地域支援事業の実施主体は市町村となります。

当町においても、一般介護予防事業として、プールを活用した健康づくり教室、健康マージャン教室、筋力アップ教室、オレンジサロンの開催、生活管理指導を行う短期宿泊事業や住民向けの各種セミナーなどを実施しており、昨年度は各種教室で延べ6,616人の利用がありました。毎年、継続して教室に通われる方もたくさんいらっしゃいますが、より多くの町民に参加していただくため、今後も各種教室の周知を図っていきたくと思います。

次に、国の増額した交付金を活用した新しい施策をお考えですか。また、閉じこもりがちな高齢者に対し、介護予防として買い物支援も有効策と考えますが、いかがですかについてでございますが、議員御指摘の国の増額した介護予防の交付金は、保険者機能強化推進交付金のことと思います。

この保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援や要介護制度の維持、改善に取り組む保険者の状況が評価され、その評価に応じて交付金が配分されるものです。来年度から国の交付金予算が倍増される見込みとなっております。

評価項目として、自立支援、重度化防止等に資する施策の推進に係る項目や在宅医療・介護連携に係る項目、認知症総合支援に係る項目などがあり、府中町としても国

が示す評価項目に取り組んでいくことが、当町の高齢者の自立支援・重度化防止等につながるため、一つでも多くの項目に取り組んでいく考えでございます。

また、介護予防としての買い物支援をとということですが、当町では生活支援体制整備事業において、生活支援サービスを担う事業主体、社会福祉協議会、介護サービス事業所、シルバー人材センター、民生委員等と連携を図っており、今後も買い物支援を含めた地域のニーズや課題等の把握に努めていきたいと考えております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中村武弘君） 2回目の質問ございますか。

8番上原議員。

○8番（上原 貢君） 前向きに広く検討しているということでございますので、期待をしたいと思います。

それと、これを前向きに検討されるということで、多分数年後には大変かもわかりませんが、早目に実施されるんだというふうに私は思っておりますが、始めるときにちょっと問題が少しあると思うんですね。

1つは、先ほど申し上げましたように、府中町は広島市の中にありますので、こういった事業は健康事業と、健診とかいうのは広島市も、安芸区でも、府中町でも、海田町もいろいろあるわけで、そうしたときにいわゆるポイントの互換性ですよ。広島市と両方行く人がたくさんいるんですよ。大きい病気になると市民病院行ったり、小さい風邪とか転んだとかいうのは開業医さんに行ったりしますので、そういう関係で人は広島市と府中町をいろいろ行き来しよるんですね。生活してますから。

そうしたときに、広島市のイベントに参加したときにももらったポイントがですね、府中町で生かせるとか、そういうことを考えてもいいんじゃないかと思うんですよ。逆に、府中町でももらったポイントを広島市でもカウントしてくれるとか、そういうことが可能じゃないかと思って、御検討していただければと思います。多分、財源的には問題ないだろうと私思いますけどね、交渉ごとですので、こういうことも含めて準備されたらどうかということでございます。

それから、手帳の大きさとかゴム印のサイズとかね、そういうのもある程度互換性があつたほうが見やすいですよ、お互いに。励みになりますよ、本当にこれは。もう介護費用減るからね、医療費も減ってくるし、絶対効果ありますよ、これは。市町村にとっても多分いいことが多いんじゃないかと思いますが、そういう検討をされ

るのかどうかという質問でございます。

○議長（中村武弘君） 13番中村勤議員。

○13番（中村 勤君） 御答弁ありがとうございます。介護予防に対していろいろな施策を打っていただいておりますことはよくわかりました。

それで、介護予防というのは健康づくりであるということもよく言われておるわけですが、健康づくりについては、私は以前にも申し上げてきたつもりでおりますが、とにかく健康で健やかな生活が送れるようなことをどんどんやっていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（中村武弘君） 答弁。

高齢介護課長。

○高齢介護課長（中本孝弘君） 上原議員の広島市のポイント事業との相互連携が検討できるのかという御質問に対して答弁いたします。

府中町は、町域の周囲を広島市に囲まれている地域性がありますので、高齢者の社会参加、活動を促進するという目的を同じくし、財源についても同じ地域支援事業交付金を活用するポイント事業を広島市と連携して相互でポイント付与できるということになれば、高齢者の活動も活発になり、高齢者同士の交流も一層図られるなどの相乗効果はあると考えられます。

ついでには、当町のポイント事業の実施に向けては、広島市のポイント事業との連携も念頭に置いて検討していきたいと考えておりまして、既に担当者のレベルでは広島市のほうと協議をしております、連携していけたらいいというふうな方向性で今、話を進めているところでございます。

また、事業の実証効果についても今後は広島市がどういった形で検証しているのかというのにも協議をしながら、医療情報なども活用して検証、分析等を行っていくことを、これも念頭に置いて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君） 3回目の質問ございますか。

8番上原議員。

○8番（上原 貢君） ありがとうございます。これ広島市さんは所得制限つけてませんので、ぜひこの辺も所得制限なしで一緒にやっていただきたいという希望を入れて最後の質問いたします。これ希望でございます。

○議長（中村武弘君） 以上で、第2項、高齢者の健康と介護予防活動にポイントを、8番上原議員、介護予防事業の促進について、13番中村勤議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第3項、児童虐待の防止に向けた見守りサービスを、9番益田議員、児童虐待防止対策について、1番岩竹議員の質問を行います。

9番益田議員。

○9番（益田芳子君） 皆さん、おはようございます。益田芳子でございます。全国的にも悲惨な児童虐待が発生しております。子どもの命をいかに守れるのか、こうした点について質問させていただきます。

質問、児童虐待の防止に向けた見守りサービスを。

質問趣旨、11月の児童虐待防止推進月間中に広島県警が中国新聞での取材に応じて、本年1月から9月に児童虐待による暴行や傷害などで保護者が摘発された件数が45件（暫定値）で、過去最多だった昨年1年間の34件を既に上回り、児童虐待が疑われる通報も、9月末時点で1,265件と前年同期より114件増加し、身体的虐待の認知件数も増加していることから、見守りと通報の重要性を感じております。

しかし、子どもへの虐待は、家庭という密室の中で外部に助けを求めることもできない幼い子どもが主に被害を受け、児童相談所に通告されるのは氷山の一角と考えられ、実際にははるかに上回る児童虐待が起きている可能性もあります。

本町では、妊娠期から出産、育児の不安に対して安心して切れ目のないサポートを目的とした支援を、子育て支援課と福寿館内にありますネウボラ事業で一人一人の状況を把握し、養育支援訪問事業も取り組んでおられますが、こうした支援のサービスの受け入れが苦手な方や、困っていることを周りの誰にも相談できずに抱え込んでいる人たちを見過ごしている可能性もあります。

今、従来の待つ姿勢の福祉のあり方と、アウトリーチといった助けが必要であるにもかかわらず、みずから申し出をしない人に対して行う訪問支援事業で、母子の健康状態や虐待の有無をチェックする見守りサービスと連携をすることで、育児支援や児童虐待防止につなぎ、大きな事件となる前の予防的な介入ができるとされています。

こうした背景から、経済負担や孤立、核家族化による不安から子育てに悩み、精神的な鬱状態から始まる虐待を早期に発見し、児童を保護するだけでなく虐待をしてしまう親への見守り支援も大変に重要と考えます。児童虐待から子どもを見守るサービス事業についてのお考えと、本町にあります相談する場のさらなる拠点施設の環境整

備についてお尋ねします。

以上です。

○議長（中村武弘君） 1番岩竹議員。

○1番（岩竹博明君） おはようございます。児童虐待防止対策についてということで質問します。

趣旨ですが、子どもを産み育てることに喜びを感じられる社会を目指して、府中町は近辺の市町で子育てがしやすい町ナンバー1を目標に掲げ、次代の社会を担う子ども一人一人の生育を社会全体で応援するため、経済的負担の軽減や環境整備のための施策など、総合的な子ども子育て支援を推進していますが、今日、国、県、府中町も児童虐待は年々増加しています。

厚生労働省によると、全国の児童相談所が2018年度に児童虐待の相談・通告を受けた件数は15万9,850件で、統計開始から28年連続で増加しています。

内訳は、心理的虐待が55.3%で最も多く、次いで身体的虐待25.2%、育児放棄、ネグレクトと言われていますが、これが18.4%、性的虐待1.1%でした。

府中町でも、平成28年度96件、平成29年度143件、平成30年度182件、令和元年度11月1日現在で200件と増加中です。

東京都目黒区で昨年3月に起きた当時5歳の女の子の虐待死など、虐待はしつけが口実になることが多く、児童虐待防止法と児童福祉法が改正され、親による子どもへの体罰禁止が本年12月4日に明文化され、厚生労働省は本年度中に最終的な指針を出す公表されました。

現在は、民法第822条に親の懲戒権を定めており、しつけと虐待を見分けることが難しい現状ですが、社会全体、町全体での日常の生活の中で早期発見することが肝心であり、また事案が発覚してからの対応、取り組みが最重要であり、被害者である児童にとっては人生を左右することになり大変重要なプロセスになります。

現在、府中町でも真剣に取り組んでおられますが、現状と課題がどのようなものかをお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 9番益田議員からの児童虐待の防止に向けた見守りサービスをという御質問と、1番岩竹議員からの児童虐待防止対策についてという御質

問に一括して御答弁申し上げます。

平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が施行され、19年が経過しました。児童虐待問題に対する社会の関心が高まる中、児童虐待対応件数は右肩上がりの増加を示しております。本年8月に厚生労働省から発表されました平成30年度の児童虐待相談対応件数は15万9,850件で、前年度より2万6,072件ふえ、過去最多を更新しました。

相談対応件数の主な増加理由は、心理的虐待に係る相談対応件数の増加、警察等からの通告の増加が挙げられております。

当町においても、子育て世帯に対する子育て支援策の推進や虐待対応体制の強化、関係機関向けの虐待防止研修の実施、医療機関との連携など、児童虐待防止に向けた取り組みを進めているところでございますが、児童虐待相談件数はふえており、内容も複雑化しております。

それでは、益田議員の御質問の1点目、児童虐待から子どもを見守るサービス事業についての考えでございますが、現在、県と共同でさまざまなリスクを抱える子どもたちを多面的・継続的に把握し、見守り支援する仕組み、見守り支援サポート事業について、検討・構築を行っているところでございます。

要保護児童対策地域協議会では、関係機関が単独で虐待及び虐待のリスクがあると判断した子どもを対象者として挙げるため、多面的に見るとリスクの高い子どもが対象児童から外れてしまう可能性もあります。今回検討する仕組みにより、あらゆる層を把握することができれば、既存の要保護児童対策地域協議会の仕組みが補完されることになるとともに、関係機関の仕組みが担保される一つの仕組みとなり、要保護児童対策調整機関において、アセスメントの前提となる情報収集にかなりの時間を要している点が補完されることで、要保護児童対策地域協議会の運営がより円滑になることが期待されます。この検討結果を踏まえ、情報把握の共有の仕組みを構築していきますが、それをもとにした見守り、予防と支援について、検討がさらに必要となってきます。

現在実施しておりますサービス事業は、生まれて3、4カ月までの赤ちゃんを訪問する乳児家庭全戸訪問事業において、バスローブのプレゼントを持って訪問し、子育てに関する悩みに関してのアドバイスや子育て支援事業について説明し、孤立を招かないように支援をしております。

2点目、相談する場のさらなる拠点施設の整備についてでございますが、平成29年度に子育て世代包括支援センターを開設、翌平成30年度にはネウボラふちゅうを開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を現在2カ所で行っております。

これに加えて、国が児童虐待防止対策体制総合強化プランにおいて、2022年度までに全市町村に設置する方針を出しております子ども家庭総合支援拠点を、当町においても国のプランに沿って2022年度までに設置する予定でございます。

この子ども家庭総合支援拠点は、町内に所在する全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等の支援業務の強化を図るものでございます。

設置形態は、児童人口の規模で分類され、当町は児童人口9,000人から1万8,000人に該当するため、小規模B型となります。この小規模B型においては、子ども家庭支援員2名及び虐待対応専門員1名を配置し、子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童及び要保護児童等に対して、切れ目のない支援の提供及び子育て支援施策と母子保健施策との連携・調整を図ります。そして、より効果的な支援につなげるため、支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施してまいりたいと考えております。

続いて、岩竹議員の御質問、当町の児童虐待の現状と課題についてですが、平成30年度の相談・通告の対応件数は182件、虐待のある要保護児童数は123件、特定妊婦を含む要支援児童が59件となります。年度中に終結した件数は62件ございました。

児童虐待防止のために、子どもの命を守るため、早期に手を差し伸べることが重要であり、児童虐待についての通告があった場合は、児童相談所や関係機関との連携を図り、48時間以内に目視による児童の安全確認を行い、安全確保を図ることとなっております。

また、子育ての悩みから児童虐待に至るケースもあることから、妊娠期から妊娠状況の把握をするなど出産への心の準備を行い、子育て支援の入り口となる赤ちゃん訪問において、子育てに関する悩みに対してのアドバイスや子育て支援事業を説明し、孤立を招かないように支援するとともに、乳児の育成状態を見定め、虐待の兆候がないか確認に努めておりますが、今年度の11月1日現在の通告対応件数は201件と

なり、虐待相談対応件数は依然として増加傾向にあります。関係機関の皆様方との連携をより一層強めていきたいと考えております。

続いて、課題でございますが、虐待の発生や悪化では孤立世帯が問題となっております。孤立世帯とは、支援者がいない、社会支援の利用がない、介入拒否等の家庭をいいます。

孤立対策として、養育支援訪問事業等を活用し、家事支援を行うことで、効果のあった事案もありますが、特に傷病やメンタルヘルス問題による就労困難ケースが多く、状況に応じて各機関と連携した対応が必要になります。生活状況が改善されない場合は、養育状況も改善されにくく、継続支援ケースが多くなっているのも課題です。

児童虐待は相談種別、身体的・心理的・ネグレクト・性的の区分がありますが、虐待相談には全て心理的虐待が存在すると言われ、長期的な心理的虐待により、児童は愛着形成の点で課題を抱えている場合も少なくありません。

また、面前DVによる心理的虐待ケースの増加と相関して、離婚の相談もふえている現状でございます。児童が安心して安全な場所や関係の中で育つことができるよう、心理的虐待への対応も町として検討していかなくてはならないと考えております。

今後につきましても、子育て支援の充実を図りながら、児童虐待の兆候の把握に努めるとともに、要保護児童につきましては、府中町要保護児童等対策地域協議会での支援を初め、関係機関と連携して虐待防止に取り組んでまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村武弘君） 2回目の質問ございますか。

9番益田議員。

○9番（益田芳子君） 御答弁、また要求資料、大変ありがとうございました。子育て支援課の担当職員の皆様を初め、ネウボラや子育て支援に日々携わっていただいております多くの皆様に感謝申し上げます。

さて、厚生労働省が平成29年度の児童虐待相談対応では、相談対応件数13万3,778件、一時保護2万1,268件、施設入所等4,579件。その内訳では、児童養護施設に2,396件、乳児院800件、里親委託等593件、その他の施設に790件。そして、平成30年度における児童相談対応数、速報値でございますが、15万9,850件と、平成11年度に比べて約13.7倍とふえ続け、心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待となっており、死亡事例も平成29年度には全国で

65人という痛ましい事案も発生をしております。

これまで児童虐待防止対策では、平成16年10月、児童虐待防止法の改正により配偶者の暴力、面前DVが心理的虐待に含まれることが明確化され、平成25年8月、子ども虐待対応の手引において、兄弟への虐待を当該児童に対する心理的虐待とし、平成25年12月、警察がDV事案への積極的な介入及び体制を確立しました。このことにより、警察から児童相談所への通告が増加。

平成27年7月、児童相談所全国共通ダイヤルが10桁から覚えやすい番号189の3桁化され、緊急の虐待通報のほか子育ての悩み相談にも応じていましたが、固定電話からの通話料が3分ごとに8.5円、携帯電話からは90円がかかり、最寄りの児童相談所につながるまでに電話が切れてしまい、月平均2万件の通報のうち、実際につながったのは5,000件にとどまっていた。こうした通話料発生で通報をためらうケースもあることから、令和元年12月3日からは、児童虐待通報ダイヤル189の通話料が無料化となりました。

また、厚生労働省は、令和2年4月施行に向けた、子どもに対する親の体罰を禁止するための児童福祉法の改正に向けた素案も公表され、子どもの命を守るための対策と保護者を罰したり追い込むのではなく、また子育ての悩み、ストレスを抱え込まないような相談窓口の支援の策定も進められています。

資料要求しました本町の見守り増において、ゼロ歳児が最も多く、見守り児童数も令和元年で201人、市町別児童虐待相談対応数も他の町と比較しますと、3桁は本町のみでございます。通告相談内容の身体的虐待、心理的虐待数とも年度ごと増加し、本年、県内で1月から9月に保護者が摘発された暴行、傷害件数、町の虐待相談件数から見ても、府中町でも大変に深刻な事態となっております。

児童虐待防止対策での課題として挙げられています児童虐待の発生予防、早期発見と児童虐待発生の迅速、的確な対応、養育支援訪問事業、非虐待児童の家庭への復帰支援と個々の児童の状況に応じた支援について、ネウボラの充実、こうした多くの取り組みは現在本町でも実施をされていますが、結果として防ぐことのできない虐待も発生をしているところでございます。

質問でございます。1点目の答弁いただきました児童虐待から子どもを見守るサービス事業について、現在県と協働での見守りを検討段階とされていますが、この仕組みや要保護対策協議会の運営状況、そして現在実施されていますサービス事業の乳児

家庭を全戸訪問し、1回のバスロープのプレゼント、3、4カ月までの乳児を訪問とされています。再度訪問も含めたその効果についてお聞きします。

2点目の相談の場となる拠点施設整備ですが、国からの方針により2020年度までに子ども家庭総合支援拠点を設置するとのことですが、支援拠点の場所、何カ所なのか、夜間、土日、祝日、一時預かり、ショートステイなどの利用なども可能なのか、支援拠点のメリットについてお聞かせください。

○議長（中村武弘君） 1番岩竹議員。

○1番（岩竹博明君） この児童虐待、本質的には家庭であり、親の子育て、考え方で決まることだと思います。府中町は、生まれる前から妊婦教育、相談、また出産後も子育て教育、相談体制をとられていますが、現状はどうでしょうか。課題は参加しない親に問題ありと思いますが、いかがでしょうか。

虐待を見つけることは大変なことですが、社会全体、町全体で感知することだと思います。保育園、幼稚園、小・中学校、また地域の御近所等による日常的な観察が重要だと思います。さらには、医療機関、児童相談所との連携が不可欠だと思います。

現在、どのような体制になっておられるのか伺います。虐待事案が発生したとき、どのようなプロセスで対応しているのかお伺いします。

以上です。

○議長（中村武弘君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 益田議員からの御質問が4点あったかと思えます。

1点目の子ども見守り支援サポート事業、県と進めている事業についての状況等についてということなのですが、全ての子どもたちに必要なタイミングで必要な支援が確実に届けられる仕組みの構築を目指して、今、広島県のモデル事業として取り組んでおります。ネウボラから子ども見守りサポート事業までの一体的な仕組みづくりに取り組んでいるところで、子育て支援課を中心に、教育委員会、情報推進等と連携しながら進めているところです。

今年度から開始しました事業ですが、令和6年度までの5カ年で事業の成果を検証していく予定でございます。そのため、来年度までにシステム導入ができるよう。個人情報保護に関する整備や試験的なAI導入に向けた準備及び既存システムの抽出作業等の準備を進めているところでございます。

続いて、要保護児童対策地域協議会の取り組みについてということなのですが、児童虐待に関しては、一部の機関しか把握していなかったという情報と支援の孤立を避けるため、要保護児童は要保護児童対策地域協議会に協力し、情報の集約を行います。子どもの様子や養育状況、世帯の状況を把握し、リスクアセスメントを行う仕組みになっております。通報などがあった場合は、児童虐待防止法13条4に基づき、各関係機関に情報提供を求めます。子どもの様子や世帯の状況は常に変わりますので、きめ細やかなネットワークの連携、情報共有等を常に行いながら取り組んでいるところです。

バスローブを利用した効果ということなのですが、やはり何も持っていかなかった訪問時よりは訪問件数も上がっておりますし、実際会いやすくなったということも聞いておりますので、バスローブがずっと適正かどうか、内容についてはまた検討は必要かと思いますが、こういったものを持っていくということについては、一定の効果があるというふうに考えております。

最後に、2022年度までの子ども家庭総合支援拠点についてのこれから使っていくメリット等をお聞かせくださいという点なんですけど、先ほどのちょっと説明と重複するんですが、国が児童虐待防止対策体制総合強化プランにおいて、2022年度までに全市町村に設置する方針を出しているものなんですけれども、町内に所在する全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援事業とか要保護事業の支援業務の強化を図るものです。

拠点は、役場の子育て支援課に設置し、先ほど申しあげました小規模B型ですので、子ども家庭支援員2名及び虐待対応専門員1名を配置し、要保護児童対策地域協議会の機能の強化を図ることとなります。

例に挙げておられました一時預かり事業やショートステイ事業等との連携は、ケースによって支援は利用、活用することとなりますが、子育て世代包括支援センターにおいて把握しました要支援児童及び要保護児童等に対して、切れ目のない支援の提供及び子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図ることで、より効果的な支援につなげるため、子育て世代包括支援センター、ネウボラふちゅう等と一体的に支援を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（新見公平君） 1 番岩竹議員さんの御質問ですが、出産後も子育て教育、相談体制をとられていますか。これネウボラの現状ということでお話をさせてもらいます。

妊娠期から切れ目のない支援としてネウボラふちゅうも発足後周知され、継続した相談支援を行っているところでございます。ネウボラ設置後、各種事業や健診の参加や、随時相談の件数もふえてきておるといふ状況でございます。

産前コールやマタニティー教室、産前産後のサポート事業を開始して、妊娠中の早い時期からかかわる機会を設けたことで、相談員の顔が見え、相談しやすい関係性が構築されつつあるというふうに考えております。

子育ての悩みから児童虐待に至るケースもあることから、妊娠期から予期しない妊娠でなかったことなどを把握し、出産への心の準備を行い、子育て支援の入り口となる赤ちゃん訪問において、子育てに関する悩みに対してのアドバイスや子育て支援事業を説明して孤立を招かぬように支援するとともに、育児の育成状態を見定めて虐待の兆候がないか確認に努めております。

乳児健診や健やか赤ちゃん広場などにおいても、成長、それから発達の確認、発達障がい等の虐待の早期発見に努めているところでございます。

それから、参加しない親に問題があるのではないかという御指摘でございますが、確かに言われますように、健診などの未受診者は虐待のリスクの要因の一つともこれは言われております。集団に出ていくことが苦手な方、相談したくても仕事等で参加や電話ができない方、不安を抱えたまま S O S の声を上げられない方など、それぞれ御事情を抱え、参加しにくい、あるいは参加できない保護者がおられます。

ネウボラ拠点だけでなく、地域における児童センター、子育て支援センター、公民館、社会福祉協議会でも母子を対象としたさまざまな教室や相談事業があり、町内保育所や幼稚園では、園庭開放や子育ての相談、交流の場を設けており、行政以外の地域全体で見守っているところでございますが、参加しない、あるいは参加できない保護者を念頭に置き、ネウボラふちゅうが府中町の子育て世帯のよりどころとなるよう、広報や周知を含め、より一層尽力してまいりたいというふうに考えております。

それから、2 点目でございますが、現在どのような体制、児童虐待の体制になっておられるのかということと思いますが、これは先ほど部長が答弁された内容とダブりますが、府中町では平成 1 8 年、児童福祉法に基づき府中町要保護児童対策地域協議

会を設置し、児童虐待の防止の取り組みと要保護児童の早期発見、家庭支援に取り組んでおります。

組織体制でございますが、関係機関、これは児童福祉機関、保健医療機関、教育機関、警察などで構成されております代表者会議、それから虐待ケース等の進行管理や支援内容の検討、リスクアセスメントやケースの終結検討などを行う実務者会議、それから直接かかわる支援者間で情報提供や具体的な役割分担などの協議を行う個別ケース検討会議の3層構造からなる体制となっております。代表者会議は年に1回、実務者会議は年4回、個別ケース会議は随時行っているという状況でございます。

それから、3番目の質問でございますが、児童虐待が発生したときのどのようなプロセスで対応しているのかということでございますが、子どもを守ることをまず最優先に、関連、関係機関と協働して取り組みます。

府中町が虐待通告を受けると、府中町として把握できる家庭の基本情報を確認した上で、通告のあった家庭に訪問して直接子どもや保護者に面接を行ったり、学校や保育所、幼稚園等に出向いて子どもの安全確認を行うとともに、通告内容の確認にあわせて緊急性の判断や当面の対処について検討いたします。緊急でリスク要因が高く、子どもの一時保護など必要であると判断された場合は、県の児童相談所、子ども家庭センターになりますが、連絡をいたします。一時保護や施設入所は、県の児童相談所の判断で行われております。

また、厚生労働省の児童相談所運営指針では、通告から48時間以内に児童の安全の確認を行う方針が定められております。

一方、緊急性が低く、継続して在宅での支援が必要である場合は、関係機関で対応を検討の上、府中町要保護児童対策地域協議会に事案として登録し、要保護児童対策や家庭の実態把握を行いながら、実務者会議において定期的な情報交換を行っております。

最終的には、児童と保護者の関係が改善し、家族の再統合が図られ、児童虐待のリスクが低いと判断できれば終結となります。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 3回目の質問ございますか。

9番益田議員。

○9番（益田芳子君） 御答弁ありがとうございました。県のモデルケースになってお

ります見守り支援サポート事業に関しましては、情報共有システムも導入される方向ですので、県との児童虐待の対応強化をぜひ行っていただきたいと思います。

そして、全戸赤ちゃん訪問についても、これ継続をよろしくお願いいたします。

それから、家庭支援拠点施設についてですが、時間がございますので、しっかりと町民の皆様のニーズに沿ったような施設をぜひつくっていただきたいというふうに思っています。

3回目の質問でございますが、私は先月、11月にサービス事業の取り組みに関して全国的にも珍しい取り組みをされています、共働きがしやすい町ランキングで全国3位に評価されました神奈川県厚木市へ視察をさせていただきました。

視察場所は、中心地の交通アクセスも大変によい以前商業施設としてにぎわっていましたが既存のビルの中、8階のワンフロアにアミュー厚木として、総合的な子育て支援センターもみじの手、保護者同士が交流できるサロン室、育児の悩み相談をする窓口、ファミリーサポートセンター、子育て支援事務所、託児室、幼稚園送迎ステーション、これは朝夕の幼稚園送迎の中継場所として働く保護者を支援、子どもの一時預かりも利用できる、こうした環境整備がされている施設でございました。

日常生活支援事業で行われています未就学児童がいる世帯へのサービスとして、第2子以降の子どもを養育している世帯に対して、1カ月4,500円までの紙おむつ等の支給を平成15年度から行い、支給する紙おむつに対しては、小さな子どもを連れて大きな紙おむつを買いに行く御家族の負担を軽減するために、自宅まで配送するサービスをしている。この背景には、厚木市で児童虐待による乳幼児の死亡という事案が発生したことにより、虐待の未然防止で見守りサービスを始められたとお聞きをいたしました。

また、滋賀県東近江市でも、県内初の見守りおむつ宅配便を2016年から満1歳になるまでの子どもに毎月1回、1,500円相当、委託業者に配達と同時に見守りをスタートさせております。対象者となる世帯、9割がほぼ申請をしているというところがございます。

質問ですが、全国でゼロ歳児から6歳児が45%を占める虐待の現状からも、こうした毎月おむつ等の宅配をしながら生活支援事業の見守りとしてのサービス、アウトリーチ的な訪問支援、これはおむつに限らず、例えば災害時の液体ミルクも備蓄があるかと思います。保存の期間内に提供することもできると思います。アウトリーチ的

な訪問支援のお考えはあるのでしょうか。

現在、府中町でもさまざまな子育て支援をしておりますが、そうした場所が大変にわかりにくい、気軽に行けない、便利でない、そんなお声もお聞きをしております。既存の商業施設等の場所を使つての子育て支援について、これからの思いがあればお聞かせください。

再度伺います。子育て支援のワンストップ包括ができてない状況でございます。施設整備について、今後の事業計画があるのか、ないのか。

そして、最後になりますが、町が一体となって児童虐待防止、未然防止の啓発についての取り組みとして、特に11月の児童虐待防止推進月間、オレンジリボン運動、これは今から15年前になります。2004年の栃木県小山市で、3歳と4歳になる2人のかわいい兄弟が何度も何度も父親の友人から暴行を受けていました。その現場にいた方が警察に通報。しかし、適切な措置をとられずに再び暴行の末、橋の上から投げ込まれ、とうとい命が奪われました。二度とこうした事件が起こらないようにと児童虐待の防止運動が始まりました。オレンジリボンの運動は、こうした児童虐待防止のシンボルマークでございます。子育て支援課を含めた町としての発信の強化が十分でないと考えます。今後の発信について、何かお考えがあればお聞かせをいただきたいと思ひます。

また、本年が府中町子ども・子育て支援事業計画の最終年度となっております。計画策定におきまして、地域での希薄化の傾向も十分に視野に入れ、特に家庭を支援する環境づくりの取り組みも強く要望いたします。

そして、子ども虐待の防止は、児童相談所や町など公的な機関だけで行えるものではありません。私たち一人一人が子育てに優しいまちづくりをすることも、児童虐待の防止につながると思ひております。佐藤町長の2期目の決意、豊富にも、今後も広島都市圏で一番の子育てしやすい町を掲げられております。発信力を期待をいたしまして、私の質問を終わります。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 1番岩竹議員。

○1番（岩竹博明君） 詳細の答弁ありがとうございました。府中町は、子育てしやすい町、それと利便性がいいということで、他の市町から転入してこられる人がふえていと不動産業界からもお聞きしています。さらにこのような虐待の対策、施策をと

っていただいて、さらに向上させていただきたいと思います。要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 益田議員からの3回目の御質問、5点あったかと思しますので回答させていただきます。

1点目のゼロ歳児から6歳児が45%を占める児童虐待の現状からも、生活支援事業の見守りサービスについて、アウトリーチ的な訪問支援の考えはないですかということでございます。

現在、町でケース検討している要保護児童及び要支援児童のゼロ歳児の割合は、全体の10%です。対応の方針としては、妊娠期からの支援が有効だと言われており、当町においてもネウボラふちゅうの実施により、妊娠期のからの相談支援を行い、妊婦の悩みや困り感を担当地区保健師が聞き取り、適切な情報提供を実施しているところでございます。

議員御指摘のような生活支援事業の見守りサービスのよう、宅配便が定期的に家庭の様子を見ることは一定の抑止効果となり、母子の健康や虐待の有無をチェックすることができます。また、会話により育児不安の解消にもつながると思われれます。

現在、広島県が生活協同組合との間で包括的連携協定を結ばれ、子育て支援、子育て応援に取り組まれているところでございますが、町としましても県や他の市町の事例を参考にしながら、調査研究してまいりたいと考えております。

現在は療育支援訪問事業を活用して、支援が必要な御家庭には保健師や保育士等、専門医がアウトリーチで継続的な助言指導を行い、養育のバックアップに努めていることで、虐待の悪化を防ぐ取り組みをしているところでございます。

2点目の既存の商業施設を使っての子育て支援についてのお考えはということでございますが、現在のところ商業施設を活用しての子育て支援について計画はいたしておりません。しかし、商業施設を活用することは有効なこととは思っています。今後もさまざまな角度から研究はしていきたいと思っております。

3点目のワンストップ包括支援ができる施設整備、今後の事業計画はありますかという点ですが、こちらも同様に新たな施設整備というのは現在ございませんが、今ある施設の中でしっかり連携を図りながら対応していきたいというふうに思っております。

す。

4点目の町が一体となってということで、11月の児童虐待防止推進月間の取り組みについてということでございますが、研修会、未然防止の啓発等は、子育て応援講座とか児童センターの主催、子育てイベント等を行っているところです。

また、11月の児童虐待防止推進月間には、啓発活動として府中町つばき祭りに子育て支援課の職員が参加して、即興の劇を交えた未然防止のPRを行っております。まだまだ足りないと言われていたところもございますので、今後はもっと町民を巻き込んだ啓発活動ができるよう、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

最後に、府中町子ども・子育て支援事業計画にこれからしっかり取り組んでほしいということなんですけれども、こちらの計画が議員御指摘のとおり今年度が最終年度で、令和2年度からの5カ年計画であります第2期計画を現在策定中でございます。子育て家庭を支える環境づくり、健やかな育ちを支える環境づくり、安心した暮らしを支える環境づくり、健康な育成を支える環境づくり、地域で子育てを支える環境づくり等の5つの基本目標を掲げて、ニーズ調査を踏まえ、さまざまな施策を今検討しているところです。年明けにはパブリックコメントを実施し、年度内の策定を目指しているところです。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 以上で、第3項、児童虐待の防止に向けた見守りサービスを、9番益田議員、児童虐待防止対策について、1番岩竹議員の質問を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第3、議員提出第5号議案、学校教育環境の体制整備改善を求める意見書を議題に供します。

本案につきましては、提出者が全員でございます。よって、提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長（佐藤信治君） 12月定例会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本定例会は、去る13日から本日まで5日間ということでしたが、町長報告を含めて18件の議案を提起させていただきまして、全てお認めいただきました。お礼を申し上げます。

議員の皆様方からは、議案審議、一般質問を通じてさまざまな御意見をいただいたところでございます。今後の事業執行、町政運営に活かしてまいりたいと考えております。

また、私も町長に就任して3年半が経過いたしました。これまでの振り返り、そしてこれからの抱負を含めて、思いの一端をお話しすることの機会をいただきました。ありがとうございました。

町議会の議員の皆様とは、引き続き町政の両輪として府中町のまちづくり、町民の皆様福祉の向上にしっかり議論をし、府中町の発展のために力を合わせてまいりたいと、そのように考えておりますので、重ねてよろしく願いいたします。

ことしもきょうを入れて残すところ15日であります。皆様方も健康に留意されまして、お元気で新しい年をお迎えいただきますよう祈念をいたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。1年間大変ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） これをもちまして、令和元年第5回府中町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。閉会。

（閉会 午前10時59分）